

最新法律法規動向

2015年中国就業・就労ビザ最新情報

『外国人短期終了業務のための入国に関する処理手続(試行)』について

北京市大地法律事務所/日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

日本・中国でご活躍の皆様も、中国へ入国される際には、改めてご自身のビザを確認されることが多いかと存じます。一時ご帰国の方も多い年末年始を前に、2014年11月6日、人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部は『外国人短期終了業務のための入国に関する処理手続(試行)』(2015年1月1日執行、以下「新規定」という)を発表いたしました。この新規定は駐在の皆様その他、出張等で中国を訪問される本社の皆様への影響も大きいと思われる。このため、新規定のご注意頂きたいポイントを簡単ながらご説明させていただきます。

◇ 各ビザの範囲が更に明確に

新規定では、取得すべきビザについて、更に明確な規定が置かれました。詳細は、以下の表を御覧ください。

ビザの種類	状 況
Z	滞在期間が90日を超えない5種類の「短期業務」(1条) 1 中国国内の提携先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務 2 中国国内のスポーツ機関における、セレクション(トレーナー、選手を含む) 3 映画撮影(広告、ドキュメンタリーを含む) 4 ファッションショー(モーターショーのコンパニオン、広告撮影等を含む) 5 海外の営利性公演への従事
M	滞在期間が90日を超えない以下の状況(2条) 1 購入機械設備の敷設、補修、設置、調整、取り外し、指導、トレーニング 2 中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査 3 中国国内の分公司、子会社、代表処に派遣のうえ行う短期終了業務 4 スポーツ大会への参加(選手、トレーナー、医療チーム、アシスタント等の関係者を含む。)
F	滞在期間が90日を超えない以下の状況(2条) 5 入国のうえ無報酬の業務に従事する場合、或いは海外機関から報酬を受け取る有償ボランティア及び無償ボランティア等 6 文化主管部門が、承認書面において明記していない「海外からの営利性公演」

◇ 取得すべきビザ

このうち、日系企業の皆様に関係して参りますのは、Mビザかと思われます。実際に出張に際しMビザで入国し、ビジネスに従事されるという方もいらっしゃるでしょう。しかし、新規定を見ましても以下の点は不明確なままであり、中国出張に際し「一体、どのビザを取得したらよいか(そもそもビザが必要か)」は、判断が難しくなっております。具体的には、以下のような問題が存在しております。

1) Mビザか、Zビザか

新規定では「短期業務」として、「中国国内の提携先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務」についてはZビザを取得すべきとされています。しかし、この「中国国内の提携先」の意義は不明確であり、どのような状況が「短期業務」とみなされるのかは、不確定なままとなっています。

とりわけ、「購入機械設備の敷設、補修、設置、調整、取り外し、指導、トレーニング」及び「中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査」の場合はMビザが適用されるとされており、文面からいえば「購入機械設備」及び「中国国内で落札されたプロジェクト」に関連するもの以外は、全てZビザを申請しなければならない、とも読めます。

このため、取得すべきビザについて、発給を担当する主管部門に事前にご確認いただき、その意見を把握することが重要となっております。

2)「90日」の計算方法

「滞在期間が90日を超えない」とされていますが、この「90日」が、連続90日を指すのか、それとも1年における累積90日を指すのかは、新規定にも明確な規定がありません。

新規定第三条には「三、……掲げるものは、中国入国時の一回あたりの滞在期間が90日を超えない場合」との文言があり、弊所では、これを反対解釈のうえ、連続した滞在期間が90日を超えないことを指すものと理解しております。

もともと、上述理解は主管機関より明確な回答を得たものではありません。このため、中国にいらつしやる方が比較的長く滞在されまざる場合には、個人所得税の納付、又は国外企業が中国国内にPEを設立したと認定され、納税を求められるといったリスクがあることに、ご留意頂く必要がございます。

3)ビザ免除の適用範囲と制限

2013年の出入国管理法改正以降、出入国管理主管部門は「ビザ免除入国者は、Lビザ(観光ビザ)を保持しているものとみなす」と解釈しています。このため、ビザ免除入国者の中国国内における活動は、旅行、観光に限定されることとなります。

現時点における政府の管理能力は限られておりますが、ビジネス活動への従事は、理論的には違法とされております。このリスクについても、ぜひ、ご留意頂きたく存じます。

また、新規定の第五条では、中国とビザ相互免除協定を締結している国の国民が、短期終了業務のために入国する場合、入国前に業務証明を取得し、且つ上記証明を中国の在外ビザ発給機関に持参し、Zビザを申請する必要がある、と規定されています。

これは主管機関の立場を再度確認した規定であって、ビザ免除の適用範囲は制限されており、事実上、中国に入国する者が「短期業務」に従事する場合、Zビザを申請する義務がある、としたものと考えられます。

4)出張者も注意が必要

同様に、中国でビジネス活動に従事する出張者は、理論上はMビザの申請が必要であり、同ビザを取得しない場合は違法とみなされることとなります。

長期的に見て、中国における出入国取り締りの強化と精密化という流れは明らかなものであり、ビザ免除入国の適用範囲は、以前よりも制限されてきております。すなわち、ビザ免除で入国した者が、ビジネスに従事することへの規制は、更に強化されることが予想されます。

このため、リスク管理の観点から、企業の皆様には本問題に対する認識を新たにいただき、出張者のビザ管理につきましても、今一度見直しをして頂くことをお勧めします。具体的には、頻繁に中国に出張される方につきましては、期限が比較的長いマルチビザ(Mビザ)を申請されることを、ご提案いたします。

◇ 出入国管理及び取締りの精密化

2013年に改正されました出入国管理法及び管理条例は、その内容が原則的なものに留まっており、実際に外国人の入国がどのように規制されるかについて、明確な規定を欠いていました(例えば、新規定が列挙する5種類の「短期業務」について、以前は特別な規制はありませんでした)。

新規定は、これまでの主管部門の取締り経験を基にし、法律法規の内容が細分化されていくことを伺わせるものとなっております。

◇ 地方政府の動向

現在のところ、地方政府の出入国関連部門による新規定実施に関する附属規定は見受けられません。

ただし、出入国管理法が2013年に改正されて以降、地方政府毎に取り扱いの大きな差がある、という現状からすれば、今回の新規定においても、2015年1月1日以降、各地方主管機関によって処理が異なることが予想されます。

このため皆様におかれましては、具体的な手続きを行う前に、各地の主管部門まで直接確認して頂くことが、非常に重要となっております。

◇ 本日も含めて注意が必要

中国でビジネスを進めて頂く上で、ビザは決して軽視できない重要ポイントです。特に、近年の取り締まり強化の流れから、これまで問題がなかった行為についても、最新の法律法規では違法と判断されるケースも出てくるのが予想されます。

駐在・出向の皆様はもちろん、ご出張等で中国を訪問される本社の方々も、これを機会に、ご自身のビザの種類、期間を、今一度ご確認頂ければと存じます。